

リハビリテーション専門職と地域包括支援センターとの協働事業（概要）

1. 事業目的

地域包括支援センターが千葉県地域リハビリテーション支援体制整備推進事業に関わるリハビリテーション（以下、リハ）専門職等に相談ができる体制づくりを目的とする。

2. 事業対象

平成 23 年度においては、試行的取り組みとして千葉市の地域包括支援センター（あんしんケアセンター）24 ヲ所を対象とする。

3. 事業担当

千葉県千葉リハビリテーションセンター地域連携部地域支援室

4. 事業内容

- ・ 自立支援型ケアプラン作成に関わる助言等について、e-mail を活用した相談体制及び必要に応じた同行訪問による相談対応
 - ・ 相談・対応内容の集約による事例集の作成
 - ・ 実施内容について、千葉県地域リハビリテーション協議会等の関係機関への報告周知
- 但し、本事業は医療保険及び介護保険外の事業であり、直接的な理学療法や作業療法士、言語聴覚療法は行わず、ケアプラン立案・見直しの支援を行うものとする。また、医療機関との関わりがない事は受診勧奨を行い、医療へつなぐことからの関わりとなる。

5. 事業背景

- ① 千葉県脳卒中リハビリテーション支援体制推進事業千葉地域モデル事業（平成 21 年度～23 年度）
 - ・ 本事業の調査にて、地域包括支援センターや介護支援専門員はリハの理解が乏しく、予防プラン作成やサービス提供時に、リハ専門職の関与がほとんどない状況が認められた。
 - ・ 試行的取り組みとして、当センターの理学療法士が地域包括支援センターの職員と同行訪問による助言を行った結果、「リハ専門職とは利用者や生活環境に対する視点が異なっており、今後のプラン作成等に関する視野が広がった」といった職員の意識変化や、対象者の生活機能の向上等が認められた。
- ② 先行研究・事例
 - ・ 生活機能の能力評価、予後評価を行えるリハ職はケアマネジメントの補完機能として有用である（川越雅弘：国立社会保障・人口問題研究所「要介護高齢者の生活機能向上に資する医療・介護連携システムの構築に関する研究 平成 22 年度政策科学総合研究事業）。
 - ・ 埼玉県和光市の取り組みとして、介護予防プラン作成・見直しに関わる地域ケア会議への理学療法士等の介入により、要介護認定区分の改善が認められている（地域包括支援センター業務マニュアル 平成 23 年 6 月一般社団法人長寿社会開発センター）。

※本件に関する問合せ先

千葉リハビリテーションセンター地域連携部 地域支援室
電話：043-291-1831 FAX：043-291-1847 担当 田中康之